

2025年度後学期定期試験の欠席について

やむを得ない事由により、後学期定期試験期間中に実施される試験を欠席し、追試験の受験を希望する者は、定期試験欠席届と欠席の事由を証明する添付書類を以下のとおり提出してください。
追試験の受験を希望する者は、手続が必要です。

欠席の事由	提出書類		取扱い
	届出書類	添付書類	
父母、祖父母、兄弟、姉妹に不幸があった場合	定期試験欠席届 (所定様式)	会葬礼状等	欠席事由が正当であると判断される場合に追試験を実施します。
傷病		診断書又は医療機関の発行する領収書	
学校保健安全法施行規則第18条に定められた感染症にかかった場合		感染症名、発症日及び治癒までにかかった期間が判断できる診断書※3	
交通機関の遅れ		交通機関の発行する遅延証明書	
就職採用試験 (会社訪問、説明会を除く。)		採用試験通知	
社会人学生の出張		出張証明書 (社印又は公印が必要)	
裁判員等に選任され 裁判所に出向いた場合		裁判所が発行する証明書類	

※1 上記の取扱いは、平常授業時に行われる試験は除きます。

※2 添付書類は原本を提出してください。

※3 新型コロナウイルス感染症及びインフルエンザによる欠席の場合、新型コロナウイルス及びインフルエンザに罹患したことが確認できる以下のいずれかの書類を提出してください。

- ・医療機関が発行した書類（診断書、検査結果書及び療養証明書等）
- ・陽性が確認できる検査キットの写真（撮影日・学籍番号・氏名がわかるものと一緒に撮影された写真に限る）

●提出方法

「定期試験欠席届」（所定様式）を学事課（教務担当）の窓口で受領し、必要事項をすべて記入して、添付書類とともに期限内に提出してください。

●提出期限

2026年1月28日（水）17時（厳守）

※ 提出期限内に学事課（教務担当）の窓口に来られない場合は、必ず連絡してください。

●定期試験欠席届提出後の必要な手続

後学期追・再試験時間割、該当者発表が2026年2月9日（月）・10日（火）にありますので、この期間に時間割等を確認し、学事課（教務担当）の窓口で必ず追・再試験の受験手続を行ってください。

受験手続を行わなかった場合、追・再試験を受験できません。